

とちぎ笑顔つぎつぎカードを利用される皆様へ

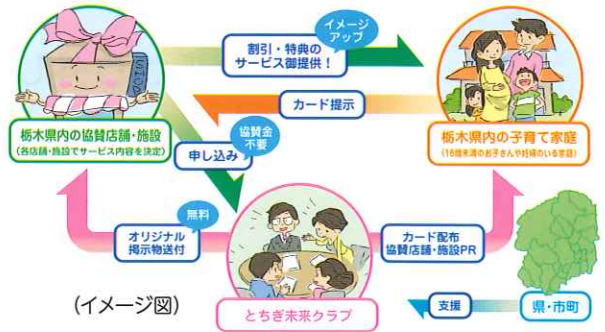
とちぎ笑顔つぎつぎカードが全国で使えるようになりました!!

1. とちぎ笑顔つぎつぎカード事業とは?

とちぎ笑顔つぎつぎカード事業は、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援するために、とちぎ未来クラブが実施している事業です。

この事業に協賛いただいている企業や商店等に「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を提示することで、協賛店舗・施設が独自に設定する割引・特典等のサービスが受けられます。

平成29年4月からは、国が進める「子育て支援パスポート事業」への参画により「とちぎ笑顔つぎつぎカード」が全国の子育て支援パスポート事業協賛店舗等で利用できるようになりました。



(イメージ図)

2. とちぎ笑顔つぎつぎカードの利用方法について

〈県内での利用方法〉

- オリジナルプレートやのぼり旗が掲示されている協賛店舗等で「とちぎ笑顔つぎつぎカード」をご提示ください。



(店頭プレート)

- カードをご利用になる場合は、必ず買い物やご飲食の前にカードを提示して、サービス内容をお店の方にご確認ください。
- ご本人であることの確認やお子様同伴が必要になる場合もあります。
- 予約が必要な場合は、予約をする時にカードを使用することをお店の方にお伝えください。
- サービスは、協賛店舗・施設のご厚意により提供されるものです。



(のぼり旗)

- 協賛店舗・施設の最新情報は、下記のとちぎ未来クラブホームページで確認できます。
- 子ども3人以上の多子家庭に対して、よりグレードの高い割引・特典「ゴールドサービス」を実施しているお店もあります。

〈県外での利用方法〉

- 全国共通ロゴマーク表示のある「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を提示することで全国の「子育て支援パスポート事業」協賛店舗でサービスをお受けになれます。
- 各都道府県における協賛店舗や対象世帯など詳細につきましては、内閣府のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>



3. とちぎ笑顔つぎつぎカードについて

- 18歳未満のお子様または妊娠中の方のいる世帯(有効期限: お子様18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで)
- カードの交付は、原則として各世帯1枚です。
- カードの交付を受けたときは、裏面に次の事項を記入してください。
 - ・ 保護者の氏名及び18歳未満のお子様の氏名と誕生年月
 - ・ 妊娠されている方の氏名 (お子様が生まれてからお子様のお名前等を記入してください。)
- 裏面に、お名前・誕生年月が記入されていないカードは使用できません。
- カードに記入されたお子様・妊娠されている方と同居するご家族に限り利用できます。
- カードは、第三者に貸与・譲渡することはできません。



(カードデザイン)

とちぎ未来クラブ お問い合わせ先

お問い合わせ: 下野新聞社 クロスメディア推進部

所在地: 〒320-8686 宇都宮市昭和1-8-11
 TEL: 028-625-5333 FAX: 028-625-9619 E-mail: tmirai@tochigi-mirai.jp
 URL: (パソコン用) <http://www.tochigi-mirai.jp>
 (スマホ用) <http://www.tochigi-mirai.jp/smart/>
 (携帯電話用) <http://www.tochigi-mirai.jp/m/>

事務局: 栃木県保健福祉部 こども政策課 子育て環境づくり推進担当

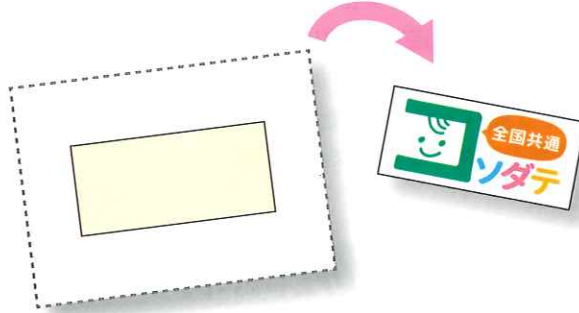
所在地: 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20
 TEL: 028-623-3068 FAX: 028-623-3070 E-mail: kodomo@pref.tochigi.lg.jp



◎全国共通ロゴマークシールの貼付方法について

※ロゴシールをカードに貼付けしてください。

1 台紙から外します



2 貼り付けます



3 これで他の都道府県で使用できます

